

I 表の見方

1 調査の内容

県内市町村（一部事務組合を含む。）が経営する公営企業について、平成 26 年度地方公営企業決算の状況を集計分析したものである。

2 調査対象

（1）法適用事業

ア	水道事業	（	58	）
イ	病院事業	（	11	）
ウ	下水道事業	（	20	）
エ	休養宿泊事業	（	1	）

*各団体が経営する事業で地方公営企業法の全部又は一部（財務規定等）を適用している事業で、計 90 事業。

*水道事業と簡易水道事業を同一会計で処理している場合は、水道事業として一括して取り扱っている。また、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業を総称して下水道事業として取り扱っている。

（2）法非適用事業

ア	下水道事業	（	82	）
イ	宅地造成事業	（	19	）
ウ	簡易水道事業	（	2	）
エ	駐車場事業	（	8	）
オ	と畜場事業	（	1	）
カ	市場事業	（	2	）
キ	介護サービス事業	（	24	）
ク	休養宿泊事業	（	1	）

*地方公営企業法を適用していない事業（地方財政法施行令第 46 条に掲げる事業、駐車場事業及び介護サービス事業）で、計 139 事業。

*公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業及び特定地域生活排水処理事業を総称して下水道事業として取り扱っている。

3 調査期日

平成 27 年 3 月 31 日現在

4 その他

*金額の単位は、指定のないものは千円である。

*各項目の数値は表示単位未満を四捨五入したものである。したがって、その内訳を合計した数値は合計欄の数値と一致しない場合がある。

*事業数、職員数、人口など、指定のないものは年度末のものである。

5 公営企業関係用語解説

公営企業

地方公共団体が行う各種の事業のうち、上・下水道や病院など主としてその経費を当該事業の経営に伴う収入をもって賄うことを原則（独立採算原則）に運営される事業を公営企業という。

法適用事業・法非適用事業

法適用事業とは、地方公営企業法を適用し、企業会計（複式簿記会計）によって経理が行われている事業をいう。

法非適用事業とは、同法を適用せず、官公庁会計によって経理が行われている事業をいう。

I 表の見方

収益的収支・資本的収支

収益的収支は、サービスの対価としての料金収入と、サービスの提供に要する支出からなっている。

資本的収支は、企業の将来の経営活動に備えて行う建設改良等に関する支出とその財源となる収入からなっている。

経常収支・経常収支比率

経常収支とは事業年度に属する経常収益（営業収益＋営業外収益）から経常費用（営業費用＋営業外費用）を差し引いたもの。

経常収支比率は経常費用に対する経常収益の割合を表すもので、この数値が100%を超える場合は単年度黒字を、100%未満の場合は単年度赤字を表すことになる。特別損益が除かれているため、企業の経常的な活動における収益性を表すものといえる。

累積欠損金・累積欠損金比率

欠損金は収益的収支における赤字額であり、繰越利益剰余金・利益積立金等で補てんされるが、補てんできなかった欠損金の各事業年度の累積額を累積欠損金という。

累積欠損金比率とは、営業収益に対する累積欠損金の比率である。この比率が高いほど、企業の単年度の営業収益に対する累積欠損金の割合が高く、企業の経営が悪化していることを示す。

6 経営分析等の数値の算出方法

(1) 法適用事業共通（収益性分析指標）

$$\text{総収支比率(\%)} = \frac{\text{総収益}}{\text{総費用}} \times 100$$

$$\text{経常収支比率(\%)} = \frac{\text{営業収益} + \text{営業外収益}}{\text{営業費用} + \text{営業外費用}} \times 100$$

$$\text{営業収支比率(\%)} = \frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{\text{営業費用} - \text{受託工事費用}} \times 100$$

$$\text{累積欠損金比率(\%)} = \frac{\text{累積欠損金}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}} \times 100$$

(2) 水道事業

$$\text{普及率(\%)} = \frac{\text{現在給水人口}}{\text{行政区域内現在人口}} \times 100$$

$$\text{有収率(\%)} = \frac{\text{年間総有収水量}}{\text{年間総配水量}} \times 100$$

$$\text{給水原価} = \frac{\text{経常費用} - (\text{受託工事費} + \text{材料及び不用品売却原価} + \text{付帯事業費}) - \text{長期前受金戻入}}{\text{年間総有収水量}}$$

$$\text{料金回収率(\%)} = \frac{\text{供給単価}}{\text{給水原価}} \times 100$$

$$\text{資本費単価} = \frac{\text{減価償却費} - \text{長期前受金戻入} + \text{企業債利息} + \text{受水費内資本費相当額}}{\text{年間総有収水量}}$$

I 表の見方

(3) 病院事業

$$\text{医業収支比率(\%)} = \frac{\text{医業収益}}{\text{医業費用}} \times 100$$

$$\text{病床利用率(\%)} = \frac{\text{年延入院患者数}}{\text{年延許可病床数}} \times 100$$

1日平均患者数

$$\text{入院} = \frac{\text{年延入院患者数}}{\text{入院診察日数}}$$

$$\text{外来} = \frac{\text{年延外来患者数}}{\text{外来診察日数}}$$

$$\text{外来入院患者比率(\%)} = \frac{\text{年延外来患者数}}{\text{年延入院患者数}} \times 100$$

職員1人1日当たり患者数

$$\text{入院} = \frac{\text{年延入院患者数}}{\text{年延(各種)職員数}}$$

$$\text{外来} = \frac{\text{年延外来患者数}}{\text{年延(各種)職員数}}$$

患者1人1日当たり診療収入

$$\text{入院} = \frac{\text{入院収益}}{\text{年延入院患者数}}$$

$$\text{外来} = \frac{\text{外来収益}}{\text{年延外来患者数}}$$

$$\text{患者1人1日当たり薬品費} = \frac{\text{投薬・注射薬品費}}{\text{年延入院・外来患者数}}$$

$$\text{職員給与費対医業収益(\%)} = \frac{\text{職員給与費}}{\text{医業収益}} \times 100$$

$$\text{病床100床当たり職員数} = \frac{\text{年度末(各種)職員数}}{\text{年度末許可病床数}} \times 100$$

(4) 下水道事業

$$\text{普及率(\%)} = \frac{\text{現在処理区域内人口}}{\text{行政区域内人口}} \times 100$$

$$\text{水洗化率(\%)} = \frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100$$

$$\text{経費回収率(\%)} = \frac{\text{使用料単価}}{\text{処理原価}} \times 100$$

$$\text{使用料単価(円/m}^3\text{)} = \frac{\text{使用料収入}}{\text{年間有収水量}}$$

$$\text{処理原価(円/m}^3\text{)} = \frac{\text{汚水処理費}}{\text{年間有収水量}}$$

$$\text{逆ざや} = \text{使用料単価} - \text{処理原価}$$